

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8190
http://www.suita-minsyou.com
suita-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

憲法判断を避け、税務行政の

実態を見ない不当判決

吹田民商常務理事 西尾 栄一

(1) 4月17日、岡山地裁は倉敷民商の2名の事務局長に対して、税理士法違反で懲役10月(未決勾留日数中100日算入)、執行猶予3年の有罪判決を言い渡しました。判決の大半が検察側の描いた作文どおりであり、司法の独立が疑われるような判決でした。冤罪は事実を逆さまに描くことで起こることを見せつけられた思いです。同時に、税務署員と税理士のみで税務書類が作成されてはいない現実を無視した「机上」の判決でもあります。

本事件は、倉敷民商の事務局長が、税理士資格を有していないのに会員の確定申告書を作成したというところで起訴されたものです。裁判の争点は、①本件は(弾圧であり)公訴権の乱用に当たるか否か ②事務局長の行為は「税務書類の作成」に当たるか否か ③2名の事務局長の行為は「刑罰を科すほどの違法性(可罰的違法性)」が存在するか否か、の3点でした。

(2) 第1の「公訴権の乱用」について判決は「関係各証拠を精査しても捜査手続に・・・重大な違法性があったとは認められない」として弁護団の主張を退けました。憲法第31条の適正手続を無視した驚くべき判決です。これがまかり通れば、税務当局は、脱税の容疑さえあれば何もやってもよいこととなります。裁判所は、「脱税」した五輪建設からはパソコンを持ち帰っていないのに、倉敷民商からは、パソコンや五輪事件に関係のない資料を持ち帰っていること、そして、その資料を基に100名以上の会員を訪問して事情を聴いてまわった事実を完全に無視してしまっていました。

(3) 第2の「税務書類の作成」について判決は、会員は申告書作成の知識や能力を有しておらず、事務局長に申告書の作成を依頼し、その対価として「特別会費」を払っており、2名の事務局長もその趣旨を理解して自己の判断に基づいて税額の算出に必要な事務処理を行って確定申告書を作成したとしました。しかし、会員は収支計算書を自力で作成し、控除に係わる資料も持参して相談しています。これは倉敷民商の自主記帳や自主計算が進んでいることや会員が知識や能力を有していることを示すものです。それを逆さまに描きました。また、裁判所はパソコンを活用することで綺麗な申告書を作成しようとした(税務署も褒めていた時期があります)事務局長の親切を犯罪扱いしてしまいました。判決は、かかる行為が「申告納税制度を前提とした課税の適正かつ円滑な運用を損なうおそれが認められる」と主張しました。しかし、「量刑」判断の部分では「被告人両名が作成した税務書類の内容が適正を欠き、適正な課税が実質的に損なわれたとまではいえない」ともしています。つまり、この判決は「損なわれた」事実ではなく、「損なうおそれ」があるとの判断で実刑を言い渡し

ています。どこの誰にも迷惑をかけたわけでもなく、社会的にも損失を与えたわけでもない国民が「おそれ」だけで有罪になることなど到底容認できません。

(4) 第3の「可罰的違法性」について裁判所は、2名の事務局長の行ったきた税理士業務の規模が大きいこと、「特別会費」が申告書作成の対価であることから違法性が存在するとしました。しかし、民商の事務局長は困っている中小業者の役に立ちたいと会員や地域住民のために働いていました。また、民商は運動体であり「業」ではありません。共に学び合って申告書を作り上げていきます。春の運動会費は「申告書作成の対価」ではなく、中小業者の社会的経済的地位の向上や世の中をよくするための運動費です。憲法第21条にある「結社の自由」に基づく組織です。裁判所はこの民商の在り方を検討することなく有罪の判断をしました。他方で、判決は「本件事案は、税理士法違反の事案の中で重い部類に属するものとはいえない」とも述べています。日常の平穏な行為を「悪質」と大げさに騒ぎ立て、これほどの事件にしておきながら、本音も出しています。裁判所は司法の独立を貫くことができませんでした。

(5) 全体を通して言えるのは、裁判所が憲法判断を避けたことです。五輪建設の脱税容疑による捜査押収で、五輪建設に係わりのない書類まで持ち帰ることの不当性、税務行政の変遷と民商弾圧の歴史、現行税理士法の異常性、結社の自由に基づく民商・全商連運動の役割など、重要な憲法判断を避けました。本当に情けないと思います。そんな裁判所が否定することができなかった点が、それも、民商が大切にして実践している点が一つだけこの判決に記述されています。それは、「納税義務者が税務の知識を有する者から一般的知識を得たり、互いに一般的知識を学び合ったりして、自らの責任において納税申告することは何ら制限されるものでない」としていることです。これはそのまま民商が行っていることです。この行為を認めながら、有罪に持ち込んだ判決を本当に悔しく思います。倉敷民商の弾圧事件は、民商だけではなく、全国民に係わる問題です。申告納税制度を守り発展させようとしているのは国税庁ではなく、私たち民商・全商連です。ここに確信を持ち、この事件の不当性を広く知らせていきたいと思います。先人の闘いに学び、弾圧には拡大で応えましょう。仲間を増やし、団結しましょう。

